

排水中の悪臭を調査

悪臭防止法が昨年5月30日施行され、富士市には今年の1月1日から適用されました。このため、クラフトパルプの製造や畜産農業などによって発生するメチルメルカプタン、硫化水素、アンモニアなど5種類が規制されるようになりました。

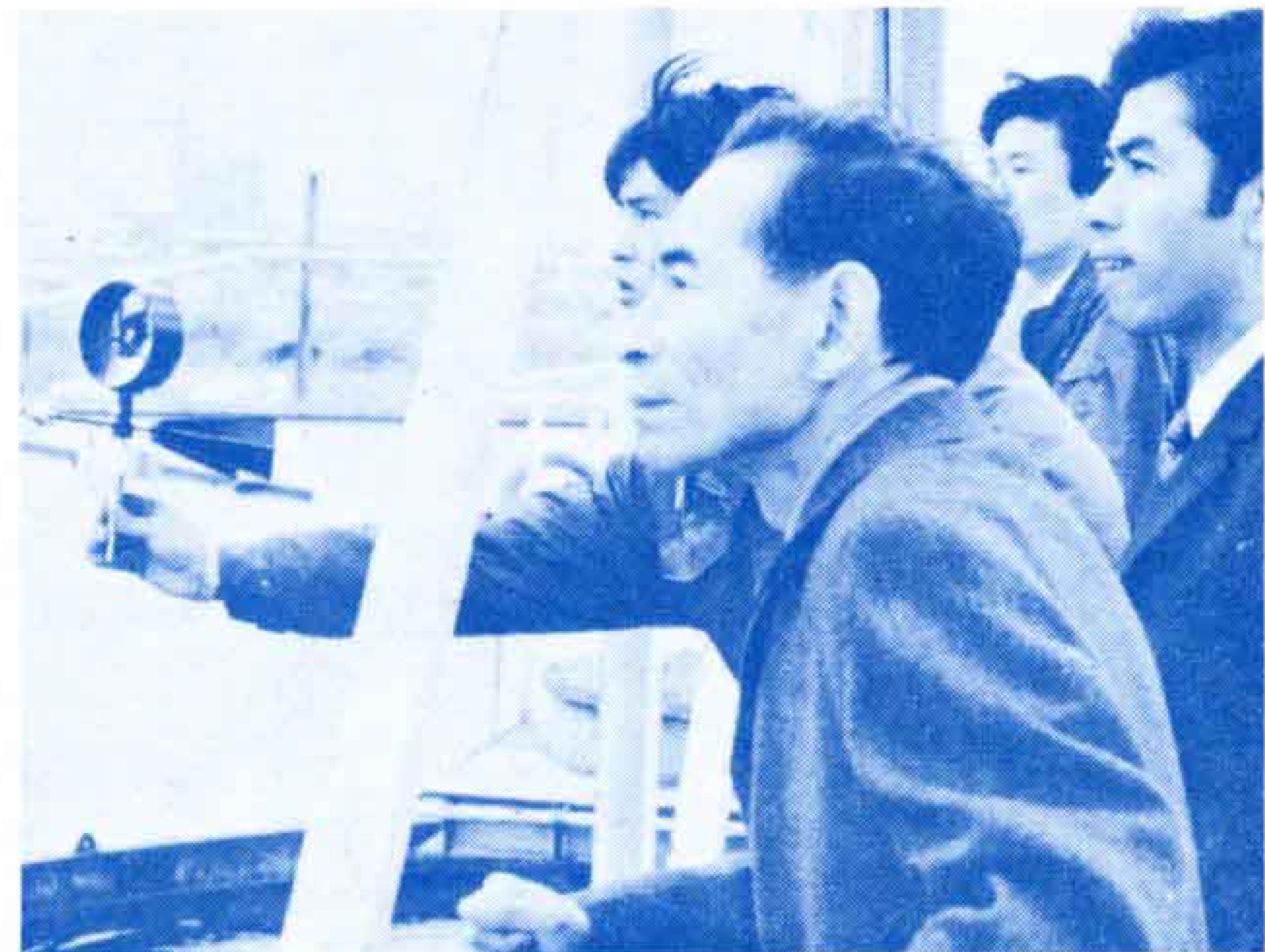
規制は最も厳しいAランクから中庸なEランクまでの5段階で、富士市はAランクとEランクで規制されています。規制区域は、都市計画区域で分けられ、市街化区域がAランク、市街化調整区域をEランクとしています。

水中からの拡散を中心

悪臭防止法は、事業所の境界線上における濃度を規制し、煙突やその他の集合タワーから排出されるものも排出基準の適用をうけています。しかし、下水溝、流水河川、工場汚水など排水中から発生する悪臭は規制されていません。近くこれらの悪臭源も規制されるようになっていますが、実態については、測定方法や

発生機構など、わからないことが多いので実態調査の対象地域に富士市が選ばれました。これは規制基準を設けるための基礎資料づくりを行なうもので、環境庁が日本環境衛生センターに委託し、市公害課もこれに協力し、実施いたしました。

この調査は1月22日から6日間、大昭和製紙鈴川工場の汚水処理槽（クリーフアイヤー）の水中濃度と水面および悪臭物質の拡散を中心に行ないました。



【汚水処理施設から出る悪臭を調査】

排出基準違反の3工場を1週間の操業停止

嘉栄製紙（原田）、大八製紙富士工場（伝法中柄）、大栄特殊製紙（入山瀬）の3製紙会社は、基準を上回る汚水を流していたため、1月26日から2月1日までの1週間、水質汚濁防止法に基づき特定施設の操業停止処分を受けました。

県および市公害課では、河川や岳南排水路における水質汚濁の状況調査とともに、汚れの原因となる工場の監視、検査測定を実施しています。とくに、田子の浦水域における総負荷量の80%以上を占める岳南排水路については、各管路別に調査を重ね、発生源監視の強化をはかつてきました。

また、昨年8月には県の上乗せ排水基準が施行され、12月1日からほとんどの工場に適用されました。そこで、上乗せ

排水基準の第1段規制にもとづき、1月9日から23日にかけて、県公害課、公害防止センター、市公害課で市内22工場に対し、抜き打ち立入検査を実施しました。

この結果、基準を大幅に上回る汚水を排水した嘉栄製紙、大八製紙富士工場、大栄特殊製紙の3工場が摘発され、市内でははじめての行政処分を受けました。3工場はSS（浮遊物質）とCOD（化学的酸素要求量）の2項目で基準をオーバーしました。SS（基準は120～140PPM）

嗅覚にどの程度影響するかを実測し、水中における悪臭物質の排出規制を行ないます。同時に市公害課では、悪臭防止法の排出基準とクラフトパルプ工場（大昭和製紙吉原工場・富士工場、大興製紙）の悪臭物質についての実態調査を行ない2月下旬には結果をまとめます。

m）では、嘉栄製紙が258PPM、大八製紙富士工場380PPM、大栄特殊製紙の438PPMです。COD（基準は120～160PPM）は、大八製紙が234PPM、大栄製紙が222PPMでした。

県がさらにきびしい上乗せ基準を

行政処分は、水質汚濁防止法の第13条第1項（改善命令等）の規定により、1月26日から2月1日までの1週間特定施設の操業停止処分を受けました。このほか、2工場に対して、汚水などの処理施設を改善するよう注意勧告が行なわれました。

これからは、県の上乗せ排水基準も第2段、第3段とますます厳しくなります。あわせて工場排水の監視も強化し、違反工場の摘発を行ない、操業停止処分などもビシビシ実施します。